

学校法人信望学園
白 鳩 幼 稚 園 園 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この幼稚園は白鳩幼稚園と称する。

(位置)

第 3 条 この幼稚園は佐久市協和 2 3 2 2 番地の 1 に置く。

(入園資格)

第 4 条 この幼稚園に入園することができる者は、満 3 歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第 2 章 学級編成、定員、職員

(学級編成および定員)

第 5 条 学級編成および定員は次のとおりとする。

	学級数	定 員
3 才児	1	3 0 名
4 才児	1	3 0 名
5 才児	1	3 0 名

(教職員組織)

第 6 条 この幼稚園に次の教職員を置く。

(1) 園長 1 名 (2) 教諭 4 名 (3) 事務職員 1 名 (4) 園医 1 名

第 3 章 保育年限、学年、学期および休園日

(保育年限)

第 7 条 保育年限は1年、2 年及び3年とする。ただし満 3 歳に達した日以降最初の 3 月 3 1 日までに入園したものについては、この限りではない。

(学年)

え

(学期)

第 9 条 学年を次の 3 保育期に分ける。

第 1 保育期	(4 月 1 日から 7 月 3 1 日まで)
第 2 保育期	(8 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで)
第 3 保育期	(1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで)

(休園日)

第 1 0 条 この幼稚園の休園日は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 日曜日及び土曜日 | (5) 冬季休園 (12月25日から 1 月 7 日まで) |
| (2) 国民の祝日に関する法律に規定する | (6) 春季休園 (3 月 2 2 日から 4 月 4 日まで) |
| (3) 創立記念日 (5 月 1 日) | (7) 前各号に掲げるもののほか園長が定め |
| (4.) 夏季休園 (7 月 2 5 日から 8 月 1 日) する日 | |

第 4 章 教育課程及び保育日時数

(教育課程)

第 1 1 条 保育内容は、健康・人間関係・環境・言葉・表現等とする。

(保育時数)

第 1 2 条 1 日の保育時数は、6 時間を標準とし、第 1 1 条に従い教育する。

第 5 章 入園、退園、休園、課程修了

(入園)

第 1 3 条 入園しようとする者は、所定の入学願書を保護者から園長に提出するものとする。
(誓約書・住民票謄本)

第 1 4 条 入園を許可された者は、1 0 日以内に保護者から所定の誓約書及び住民票謄本を提出するものとする。

(退園・休園)

第15条 退園又は休園しようとする者は、保護者から所定の退園届け又は休園届けを園長に提出するものとする。

(修了)

第16条 この幼稚園で定める教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第6章 自己点検等及び情報提供

(自己点検等)

第17条 本園は、その教育水準の向上を図り、園の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

第18条 本園は、本園の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第7章 入園料、保育料及びその他の納付金

(入園料、保育料及びその他の納付金)

第19条 入園料、保育料及びその他の納付金は次のとおりとする。

(1) 入園料	入園時のみ	30,000円
(2) 保育料	月額	26,000 (満3歳児は 31,000円)
(3) 施設維持費	月額	1,700円
(4) 教材費	月額	1,700円
(5) 暖房費	年額	7,000円
(6) 体育指導料	年額	7,000円
(7) リトミック	年額	7,000円
(8) 預かり保育時間		200 (朝・夕方・夏季・春季)

(返還)

第20条 既に納入した入園料及び保育料等は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第8章 子育て支援

(2歳児クラス)

第21条 第5条に定める組の他に、子育て支援として、「2歳児クラス」を置く。
2 「2歳児クラス」に入園できる者は、満2歳の誕生日以降の幼児とする。
3 組の組織は、2歳児単独編成・学級数は1学級で・収容定員を12人とする。
4 職員は保育所基準に準じて幼児6人につき1名以上を置く。
5 保育内容は幼稚園教育要領に準じ、2歳児の発達特性を踏まえながら、養護と情緒の安定及び基本的生活習慣の基礎を習得するものとする。
6 第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条及び第20条の規定は2歳児クラスに準用する。
7 保育料は月額31,000円とする。

附 則

1. この園則は、昭和45年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、平成3年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、平成4年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、平成5年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、平成7年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、平成9年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、平成19年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、平成25年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、平成31年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、令和2年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、令和3年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、令和4年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

1. この園則は、令和7年4月1日から実施する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。